

# 昭和47年度の生活保護



## 特集

福祉事務所生活保護法が実施されて21年目、基準改定は第28次を数える。ことしは、昨年12月に出席された中央社会福祉審議会の答申にそって、生活水準の引上げと、老人、障害者世帯の処遇充実などが行なわれた。

### 生活の実質的向上を

第28次生活保護基準改定

昭和四十七年度の生活保護基準は、生活扶助基準一四〇の引上げをはじめ、種々の改定が行なわれた。その概要を説明するにさきだつて、今後における生活保護制度運営の基本ともなる中央社会福祉審議会の答申「国民生活の変化等に対応した生活保護制度のあり方」についてふれておきたい。

この答申は、昭和四十四年十一月、厚生大臣から中央社会福祉審議会に対して諮問された。(1)国民生活の変化に対応した保護基準引上げの方向、(2)被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善、の二項目について、昨年十二月答申されたもの

である。そこで、まず、このような諮問がなされた背景をみると、大きく二つの点があげられる。

第一は、近年における国民生活の著しい変動である。すなわち、一般国民の生活水準は、低所得階層の生活向上による所得階層間の平準化傾向を伴いつつ急激に上昇し、今後も長期的にみてもかなりのテンポで向上すると予想されているなかで、国が国民に対し保障すべき最低生活水準をどのような観点からとらえ、どのように設定すべきかという点について、改めて検討することが必要となったことである。

二は、生活保護制度の対象となる階層の著しい質的变化である。すなわち、雇傭機会の増大、賃金の上昇等によって労働能力のある者は自立し、傷病者、障害者、高齢者等経済成長の成果を自力で受けることのない階層が被保護者の大半を占めるようになってきたが、これらの人びとが健康で文化的な生活を維持しうるためには、それらの人びとのもつ特殊なニードに対応した総合的な援助が必要であり、これらについて生活保護制度はどう対処すべきか、という点が大きな問題となってきたことである。

もちろん、近年の経済成長と社会変動が国民生活の各面に及ぼした影響はきわめて著しく、しかもそのうちには、いままお流動を続ける面も多くあり、またこれらの動向に対応する各種関連施策、とくに社会保障政策の今後の整備充実の方向も、必ずしも具体的に明確にされていない段階において、生活保護制度のあり方について、具体的、決定的な方向を見定めることは容易ではないが、基準面のみならず運用面をも含めて再検討することが要請されてきたのである。

答申は、まず「国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向」については、(1)一般国民の生活水準

の動向と格差の関係について常時特別の考慮を払い、これとの格差縮小を図る見地から積極的な改善を行なうこと、(2)国民生活の内容の変化を考慮し、世帯類型別生活実態等の分析、検討を通じて、生涯生活周期(ライフ・サイクル)の各段階における特殊需要に十分対応すべく改善を行なうこととしている。

次に、「被保護世帯の質的变化に対応した処遇の充実、改善」については、被保護世帯の動向をふまえて適切な対応をおこなっていく必要があるとしているが、当面の改善の重点として二点をあげている。

一つは、高齢者、障害者等に対する処遇の充実であり、高齢者等は社会的、身体的ハンデキャップのため日常生活を営むうえで特殊なニードを有することを考慮し、資産保有や勤労収入について特別な配慮を行なうとともに、他の福祉施策等と相まって高齢者等が生きがいのある生活をおくれるよう行政全般を運用すべきである、としている。

いま一つは、労働能力のある者の自立に対する配慮であり、労働能力のある者が病氣や災害などのために一時的に保護を要する事態にたいしたるケースについては、比較的容易に自立することが可能なので、その自立意欲をそこないよう配慮

し、自立の促進を図るべきである、としている。

答申の概要は以上のとおりであり、すでに一部については、昭和四十五年十一月に提出された同審議会生活保護専門分科会の中間報告においてもとりあげられ、これをもちに、昭和四十六年度において改善を図っているところであるが、昭和四十七年度においても答申の趣旨を尊重した改善を行ない、提起された問題点の検討とあわせて引き続き生活保護制度の改善、運用を図っていくこととしている。

以下、昭和四十七年度における生活保護基準改定の内容について、概要を説明することとする。

### 生活扶助基準

生活保護基準については、従来から一般国民の生活水準の動向等に対応しつつ改善を行なってきたところであるが、昭和四十七年度のがわが国経済は、昨夏以来のアメリカのドル防衛対策とこれに伴う円切り上げの影響等によって停滞の様相を深め、一般国民の生活水準の上昇もまた鈍化するものと予想されている。このような状況下において生活保護基準をどのような水準に設定するか

表1 生活扶助基準額の年次推移(標準4人世帯)

実施年月日	基準額	対前年比		指数
		%		
35. 4. 1	8,914	-	100.0	
36. 4. 1	10,344	116.0	116.0	
36.10. 1	10,862	-	137.0	
37. 4. 1	12,123	118.0	160.3	
37.12. 1	12,460	-	181.1	
38. 4. 1	14,289	117.0	181.1	
39. 4. 1	16,147	113.0	204.2	
40. 1. 1	16,446	112.0	231.8	
40. 4. 1	18,084	-	263.1	
41. 1. 1	18,204	-	297.3	
41. 4. 1	18,548	-	335.9	
41. 4. 1	20,662	113.5	383.0	
42. 4. 1	23,451	113.5	436.6	
42.10. 1	24,095	-	497.7	
43. 4. 1	26,500	113.0	-	
43.10. 1	26,910	-	-	
44. 4. 1	29,945	113.0	-	
45. 4. 1	34,137	114.0	-	
46. 4. 1	38,916	114.0	-	
47. 4. 1	44,364	114.0	-	

(注) 1. 第21次の( )内は、前年度との比較上、乳幼児加算分120円を除いている。  
2. 標準4人世帯の構成は、35歳(男)、30歳(女)、9歳(男)、4歳(女)である。

は、いろいろな意味で注目されたところである。

まず、生活扶助基準(基準生活費)については、昭和四十七年度における国民生活の動向を考慮しつつ被保護世帯と一般世帯との消費水準の格差を縮小するという観点から改善を行なうこととし、対前年度比一四〇の引上げが行なわれた。

生活扶助基準引上げの背景として、最近における一般国民の消費動向をみると、総理府家計調査による人口五万以上の都市勤労者世帯の一

人当たり消費支出の対前年度上昇率は、昭和四十三年度一二・一%、昭和四十四年度一二・一%、昭和四十五年一三・七%、三年平均年率一

二・六%と高い伸びを示していた。しかし、昭和四十六年度においては、前半は引き続き高水準で推移したものの、後半にはいり伸び率がかなり鈍化しており、年度平均では近年になく低い伸びになるものと予想されている。(昭和四十六年(暦年)の結果では、対前年度伸び率一〇・六%となっている。)

さらに、昭和四十七年度において、さきにふれたようにわが国の経済活動は従前にくらへかなり停滞するものと考えられ、政府の経済見通しによれば、一人当たり個人消費支出の伸び率は一二・六%と昭和四十五年、昭和四十六年度の当初見通し一四・五%より低くなるものと予測されている。(昭和四十七年度の経済見通しによる昭和四十六年度の実績見込みは一二・三%である)したがって、一般世帯の家計消費支出

表 2 一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差 (東京都)

昭和35年度	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		格差 (%)
	実額 (円)	指数	実額 (円)	指数	
36	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0%
37	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
38	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
39	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
40	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
41	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
42	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
43	18,017	199.3	9,360	272.3	52.0
44	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7
45	21,731	240.4	11,487	334.2	52.9
46	24,639	272.6	12,648	368.0	51.3

資料：家計調査(総理府)、被保護者生活実態調査(厚生省)

昭和四十七年度は、その騰勢は根強いものと考えられるが、経済活動の停滞を反映し、やや上昇が鈍るものと考えられ、経済見通しによれば五・三%の上昇と予測されている。消費者物価の上昇は、一般国民にとっても直接家計への圧力となるもの

の伸び率も、ここ数年の一二・三%を下回るものと考えられる。しかしながら、予想される一般世帯の消費水準の上昇を上回る一四%の引上げを行なうことにより、被保護世帯と一般世帯との消費水準の格差を縮小し、被保護世帯の生活向上を図ることとしたものである。

生活扶助基準が一四%引上げられた結果、一級地における標準四人世帯(三五歳男、三十歳女、九歳男、四歳女)の生活扶助基準額は、昭和四十六年度の三八、九一六円から四四、三六四円に月額五、四四二円の増額となり、老人二人世帯(六八歳男、六五歳女)の場合、二二、七〇円から二五、八九〇円に三、一八〇円の増額となる。

生活保護基準の改定に当たっては、その動向を充分考慮することが必要であり、昭和四十七年度の生活扶助基準一四%の引上げには政府の経済見通しによる物価上昇率五・三%を見込んでおり、実質改定率は八・三%となる。

表 3 被保護労働者世帯(東京都)エンゲル係数の推移

昭和40年度	51.6%
41	50.1
42	49.5
43	49.3
44	49.7
45	50.5

資料：被保護者生活実態調査

りであり、その結果、被保護労働者世帯の消費水準は昭和三十五年度に比べて昭和四十五年には三・七倍と、一般勤労者世帯の二・七倍に比べかなり上昇している。(表2)

これは一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差をみるに、昭和三十五年には三八・〇%であったものが、最近では五〇%を上回るまで縮小してきている。ただ、昭和四十五年においては五・三%と昭和四十四年度の五・九%に比べ拡大しているが、これは、昭和四十五年における一般勤労者世帯の所得が賃金水準の上昇等により予想を上回る伸びを示し、これに伴って消費支出も従来になく上昇した結果である。

助基準の引上げを行なっており、この格差は再び縮小するものと思われる。

また、被保護労働者世帯の実態消費支出におけるエンゲル係数は表3のとおりであり、昭和四十三年度までは低下していたが、昭和四十四年度は四九・七%、昭和四十五年度は五〇・九%と二年続けて上昇している。この点については前述した中央社会福祉審議会の答申の中でも指摘されており、その理由を厳密に判断することはむずかしいが、一つには食料費物価の上昇によって食料費支出が増大していることも考えられる。また、被保護世帯が質的に変化していることを考えると、時系列で比較する場合の技術的な問題も考えられ、この点は、消費水準の格差の動向の比較でも同じである。これらの点についてはさらに検討を要するが、今後の保護基準の改善に際し考慮していかねばならない問題である。

なお、低所得階層(人口五万以上の都市勤労者世帯・第一・十分位階層)のエンゲル係数をみると昭和四十五年度は四〇・八%であり、昭和四十四年度の四〇・六%に比べ若干高くなっている。

改善が行なわれ、一般病入院患者の場合昭和四十六年度の四、九七五円から五、七一〇円に、精神病入院患者の場合四、四八〇円から五、一四〇円にそれぞれ引き上げられた。また、加算については、妊娠加算が昭和四十六年度の三、一三五円(妊娠六カ月以上、一級地)から三、五五五円に、在宅患者加算が三、〇二五円(一級地)から三、四三〇円に引きあげられたほか、障害者加算のうち重度の障害者を家族が介護している場合の介護料が三、二〇〇円から三、六五〇円に引き上げられた。

教育扶助基準

なお、さきに児童手当法が制定され、家庭の安定と児童の健全育成を目的として多子世帯に対し児童手当が支給されることとなったことを考慮し、生活保護制度上、昭和四十七年三月から多子養育加算を創設し、加算対象児童一人につき月額三、〇〇〇円が算定されることとなった。

出産扶助基準

出産扶助基準については、医療費の改定等に対応して、施設分娩の特別基準を改定し、入院料については実費を支給することとされた。

葬祭扶助基準

葬祭扶助基準については、葬祭に要する費用の実態に対応し、基準額が昭和四十六年度の九、六〇〇円以内(一・二級地、大人)から一六、〇〇〇円以内に引き上げられた。

勤労控除

勤労に伴う特別な需要に対応し、さらに自立につながる勤労意欲を促進させるため、勤労の形態や収入の性格に対応して各種の勤労控除制度が設けられているが、昭和四十七年度においては、業種別基礎控除収入金額別基礎控除および特別控除が改定された。

まず、稼働に伴って必要な経常的増加需要を満たすために設けられている業種別基礎控除については、生活扶助基準の改定に対応した改善が行なわれ、事務員、内職等の(山)職種(一・二級地)については昭和四十六年度の四、五四五円から五、二

表5 生活保護基準の改定(1級地)

項目	第27次改定 (46年4月1日)		第28次改定 (47年4月1日)		摘要
	円		円		
1. 生活扶助基準 (基準生活費)					(級地別) (生活扶助基準額)
(1) 居宅(1類+2類)	(標準4人世帯)	38,916	44,364	1級地	44,364円
(2) 期末一時扶助費	12月1人当たり	3,000	3,000	2 "	40,374
	(46年12月)(居宅)	1,075	1,075	3 "	36,380
	(46年12月)(収容)			4 "	32,388
(収容保護基準)					
(1) 救護施設		12,540	14,295		
(2) 更生施設		13,285	15,145		
(加算等)					
(1) 妊産婦加算	{ 妊娠6か月未満	2,090	2,370		
	{ " 以上	3,135	3,555		
	{ 産婦	1,935	2,195		
(2) 母子加算		2,600	2,900		
(3) 障害者加算		3,200	3,400		
(4) 精薄児加算		2,600	2,900		
(5) 高齢者加算		2,000	2,300		
(6) 在宅患者加算		3,025	3,430		
(7) 放射線障害者加算		5,000	5,000		
(8) 多子養育加算		—	—		
(9) 人工栄養費		3,290	3,290		
(10) 入院患者日用品費	{ 一般病	4,975	5,710		
	{ 精神病	4,480	5,140		
(11) 一時扶助(布団類)	7,000円以内	・	7,000円以内		
(12) 入学準備金	小学校入学時	5,500円以内	5,500円以内		
	中学校入学時	5,000円以内	5,000円以内		
2. 教育扶助基準	学用品費等	490	550		
小学3年	"	1,345	1,465		
中学1年(男)					
3. 住宅扶助基準	家賃間代等	2,800円以内	2,800円以内		
4. 医療扶助基準	家賃補修維持費	(年額) 30,000円以内	30,000円以内		
5. 出産扶助基準	国保の診療方針、診療報酬に準ずる。	8,000円以内	8,000円以内		
6. 生業扶助基準	1件				
(1) 生業費		30,000円以内	30,000円以内		
(2) 技能修得費		15,000円以内	15,000円以内		
(3) 就職支度費		15,000円以内	15,000円以内		
7. 葬祭扶助基準		9,600円以内	16,000円以内		
(動労に伴う必要経費)		7,680円以内	12,800円以内		
(1) 業種別基礎控除					
(1)の職種(内職)		4,545	5,200		
(2)の職種(日雇)		6,155	7,030		
(3)の職種(土工)		7,825	8,920		
(2) 基礎控除合算額					
(業種別基礎控除に収入金額別基礎控除額を合算した場合)		9,390	10,260		
(3) 特別控除		31,900円以内	36,400円以内		
(4) 新規就労控除		2,000	2,000		
(5) 未成年者控除		2,000	2,000		
(6) 不安定就労控除		2,000	2,000		
(7) 実費控除	実費		実費		

(注)・印は、今回改定しなかった基準額である。

〇〇円に、日雇労働者、農耕従事者等の(2)の職種については六、一五五円から七、〇三〇円にそれぞれ引き上げられた。

さらに、動労に伴う増加需要を満たすとともに、稼働収入の増加に応じて控除額を増すことにより勤労意欲を促進させるために収入金額別基礎控除が設けられているが、前述した業種別基礎控除とこの収入金額別基礎控除とを合算した基礎控除額は、昭和四十七年度の場合次のように算定された。

すなわち、稼働収入月額が二八、〇〇〇円以下の場合には稼働収入月額の二〇〇分の二六、稼働収入月額が二八、〇〇〇円を超える場合は二八、〇〇〇円の二〇〇分の二六の額と稼働収入月額のうち二八、〇〇〇円を超える額の一〇〇分の二〇の額を合算した額として改定された。なお、この基礎控除額は、低所得階層の生活水準との均衡を考慮して最高限度額が設けられているが、この額が土工、道路工夫等の(3)の職種(一・二級地)の場合昭和四十六年度の九、三九〇円から一〇、二六〇円に、(2)の職種の場合八、九二五円から九、八四〇円にそれぞれ引き上げられた。

最低生活保障水準

昭和四十七年度の生活保護基準改

定の内容は以上よりであるが、被保護世帯が「保障される最低生活水準は、被保護者の年齢、性、世帯構成、所在地等によって異なるので、いくつかの世帯を想定してその世帯毎に経常的需要についての最低生活保障水準を示すと表4のとおりである。

まず、標準四人世帯の場合の保障水準は、一級地で五四、七四四円となっている。また老人二人世帯および老人一人世帯の場合は、それぞれ二八、六九〇円、一七、九〇九円となるが、七〇歳以上の場合には老齢加算二、三〇〇円が上積みされる。

この最低生活保障水準は、一般的な基準等のみを合算したものであり、これに住宅扶助基準の特別基準、学校給食費、通学のための交通費および教材代の実費、収入金額別基礎控除、通学のための交通費、社会保険料および労働組合費等の実費控除を含めると最低生活保障水準はさらに高くなる。

(厚生省社会局保護課)

表4 最低生活保障水準の具体的事例

項目	4人世帯				母子3人世帯				老人2人世帯				老人1人世帯			
	35才男(日雇)		9才男(小3)		30才女(無職)		4才女		68才男(無職)				65才女(無職)			
	30才女(無職)		4才女		9才男(小3)		65才女( )									
	46年度		47年度		46年度		47年度		46年度		47年度		46年度		47年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	38,916	28,411	44,364	32,388	28,886	21,087	32,927	24,040	22,710	16,578	25,890	18,707	13,250	9,670	15,109	11,039
加算(別掲)					(母子加算) 3,000	(母子加算) 3,000	(母子加算) 3,300	(母子加算) 3,300								
業種別基礎控除	6,155	5,505	7,030	6,295												
計	45,071	33,916	51,394	38,683	31,886	24,087	36,227	27,340	22,710	16,578	25,890	18,907	13,250	9,670	15,109	11,039
1人当たり	11,268	8,479	12,849	9,671	10,523	8,029	12,078	9,113	11,355	8,289	12,945	7,454	13,250	9,670	15,109	11,039
教育扶助	490	490	550	550	490	490	550	550								
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計	48,361	35,706	54,744	40,533	35,176	25,877	39,577	29,190	25,510	17,878	28,690	20,207	16,050	10,970	17,909	12,339
1人当たり	12,090	8,927	13,686	10,133	11,725	8,626	13,192	9,730	12,755	8,939	14,345	10,104	16,050	10,970	17,909	12,339

(注) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される場合がある。

老人・障害者を手厚く

へると重度障害 介護料の支給 対象拡大、老人等をかかえている世帯に対するカラーテレビの保有の容認、寝たきり老人、重度の障害者等の世帯分離の対象範囲の拡大などがある。

世帯の認定

昭和四十七年度の保護の実施要領の一部改正は、四月一日から適用されることとなった。保護の実施要領については、国民生活の実態の推移に対応し、毎年、被保護世帯の処遇を改善してきたところであるが、本年度は、先般の社会福祉審議会の答申で指摘された事項についてできるかぎりの改善を図ったところである。その改正の重点は、次のとおりである。

一、老人、障害者等に対する処遇の充実改善

二、被保護世帯の自立助長の推進 老人、障害者に対する処遇の充実として改善した事項は、具体的に述べ

老人等の中には常時の介護は要しないが絶えず監視し随時適切な介護を行なう必要がある者がかなり存在する。こうした者を抱えている世帯において、それが長期間継続する場合、その家族の労苦は想像にあまりあるものがあり、常時介護を要する者を抱えている世帯とそれほどかわるものではない。こうした家族の生活の重荷を軽減し要保護者に更にあたたかい配慮を期待するとともにひいてはその世帯の自立助長を図ることが、今回の改正の趣旨である。なお、監視を要する状態については、以上のような趣旨から当然その永続性が必要である。

資産の活用

(一) 老人、身体障害者等をかかえている世帯については、当該地域の普及率が七〇%に満たない場合であっても、カラーテレビの保有を認める。(課第3の10)

(解説)

老人、身体障害者等をかかえている世帯に対するカラーテレビの保有容認について述べる前にカラーテレビ保有の一般的な取扱いを述べることにする。

従来、カラーテレビは、せいぜいく品というところで、原則として、その保有を認められなかったが、特例的

庁及び本省との協議による承認を得て保有を認めるという制限的な途が開かれたところである。それを当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要性があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失うことにならない場合は、保有を認めることとした。したがって、従来の電気洗濯機、白黒テレビ等と同様の取扱いで保有を認めることとした。このように保有の取扱いを改めた趣旨は、国民生活の向上に対応させるためである。カラーテレビの保有容認の一般的な取扱いは、上述したとおりであるが、一般世帯との均衡を欠く場合でも保有を容認される場合としては処分価値が小さい場合又は今回新たに認められた老人、身体障害者等をかかえている世帯の場合があげられる。

老人、身体障害者等をかかえている世帯に対する保有容認は、その世帯が利用している場合であって、その保有が社会的に適当と認められる場合に社会通念上処分させることを適当としないものとして認められるものである。このようにこれらの世帯に保有を容認した趣旨は、生活上ハンデキャップを負っている要看護世帯に対して処遇の充実を図るためである。

ここでいう「老人」とは、おおむね六〇歳以上の者、「身体障害者」とは、身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表のおおむね四級以上に該当する者、「長期療養者」とは、おおむね一年以上療養中又は一年以上療養が見込まれる者、また、「児童」とは、おおむね義務教育終了の者と

して取り扱われる。なお、被保護者がカラーテレビを保有した場合の放送受信料は、放送受信契約を結びそのうえで放送受信料の免除申請を行ない免除されることとなっているので参考までに申し添える。

(二) 生命保険を解約させない途を開くこと。(課第3の11)

従来、生命保険の取扱いは、加入することは自由であるが、解約できる時点で解約させ、その解約返戻金を資産として活用させることを原則としていたが、被保護世帯の自立意欲を促進させるため解約返戻金が得る場合であっても引き続き加入を認める途を開くこととした。すなわち、保険の継続加入は、その解約返戻金が少額であり、かつ、保険金額及び保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失わない場合にかぎり、保護適用後保険金または解約返戻金

を受領した時点で法第六三条を適用することを条件として認められるものである。

解約返戻金が少額であるかどうかの判断は、社会通念で判断することとするが、その際、当該地域の一般世帯との均衡をも特に考慮して判断することとして頂きたい。

解約を要しない保険の種類は、危険対策を目的とするもののみ認められるものであり、貯蓄的性格の強い、いわゆる子供保険、財源保険及び住宅保険は認められない。

保険に加入していることにより分配される剰余金は、従来同様、収入認定することとするが、このように剰余金が分配される場合には、保険料減額システムにかえるよう指導された。

従来保険料の納入を認められた保険(あとわずかで満期になる場合)が満期になり保険金が得た場合は、その保険金からその保険料納入を認められた時点で降の保険料相当分を必要経費として差引くことが認められていたが、今後、その取扱いは認められない。

生命保険の継続加入は、どのような場合でも認められるものではなく、被保護世帯の将来の自立意欲等

につながらる場合にのみ認められるものである。保険契約者、被保険者、保険金受取人が同一世帯内の被保護者であるかどうかによって被保護世帯の自立意欲につながるかどうか異なるものである。

また場合とも解約させないで加入を継続させることとして差しつかえない。次に任意に中途に解約した場合の解約返戻金の取扱いであるが、保護開始時以降解約できる時点までの解約返戻金は、資力とみなして法第六三条によって返還させることとする。それ以外の解約返戻金は、収入認定することとする。(次第7の3の(2)の(エ))

- (保険契約者) (被保者) (保険金受取人)
A 被保護者 被保護者 被保護者
B 被保護者 被保護者 被保護者
C 被保護者 被保護者 被保護者
D 被保護者 被保護者 被保護者
E 被保護者 被保護者 被保護者
F 被保護者 被保護者 被保護者
(※被保護者とは、被保護者本人およびそれと同一世帯にある者を含む)

自損、自然死の場合は、その保険金のうち開始時以降解約できる時点までの解約返戻金相当分は、法第六三条によって返還させることとする。それ以外の保険金のうち自立更生のためにあてられる金銭は、局第7の3の(3)のキにより収入認定しない取扱いとするが、さらに残額があれば収入認定することとする。

満期の場合、保険金のうち開始時以降、解約できる時点までの解約返戻金相当分は、法第六三条によって返還させることとするが、それ以外の保険金については、収入認定することとする。

Bの場合

保護開始時に保険に加入している場合及び保護受給中に保険に加入した場合ともその保険を解約させることとする。このように保険を解約させることとしたのは、このケースの場合、被保護世帯は生命保険の恩恵をこうむらないからである。

Cの場合

保護開始時に加入している場合及び保護受給中に加入した場合とも保険を解約させることとする。このケースの場合についても保険を解約させることとしたのは、保護世帯員の直接的な精神的損害がないため、その認める実益がないからである。

Dの場合

保護開始時に加入している場合、保護受給中に加入した場合とも、Bと同様被保護世帯は生命保険の恩恵をこうむらないので、その保険については、解約させることとする。

Eの場合

この場合の保険金の取扱いは、

が、他損事故死の場合は、その保険金のうち自立更生のためにあてられる金銭は、収入認定しない取扱いとすることが、さらに残額があれば収入認定することとする。

Fの場合

この場合の保険金の取扱いは、死亡支給事由とする場合であろうと認めることとする。この保険金は、すべて収入認定することとする。

Gの場合

この場合の保険金の取扱いは、死亡支給事由とする場合であろうと認めることとする。

最低生活費

(一) 重度障害者家族介護料の支給対象を拡大する。(告示別表第1・2章の3の(4))

(解説)

従来、身体障害者手帳(身体障害者福祉法に基づく)を所持している障害等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第五号に掲げる身体障害者程度等級表)の二級に該当する者であつて、当該障害により食事・排泄・入浴・着脱衣及び洗面の五つの基

本動作のできない者をその者と同一世帯に属する者が在宅で介護する場合に重度障害者家族介護料を支給することとされていたが、今回告示の改正により、告示別表第1・2章の3の(2)の(ア)に該当する者(障害等級表の二級若しくは三級に該当する障害のある者又は国民年金法別表に定める一級に該当する障害のある者)に範囲を拡大するとともに、従来に

(解説)

従来、乳児が一歳に達した後継続して人工栄養費を必要とする場合は、都道府県知事の承認を得たうえ六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえないこととされていたが、事務合理化を図るため、保護の実施機関の指定する医師の診断により継続して人工栄養費を必要とする場合は、六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして実施機関限りで人工栄養費を認定して差しつかえないこととした。

(解説)

従来、乳児が一歳に達した後継続して人工栄養費を必要とする場合は、都道府県知事の承認を得たうえ六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえないこととした。

(解説)

身体障害者手帳又は国民年金証書の交付を受けない者についてこの介護料を必要とする症状にあるかどうかの判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断により行なうこととするが、この介護料の認定にあつては、「生活保護法による保護にお

類の支給基準額を引き上げる。(局第6の2の(5)の(ア))

(解説)

「災害救助法による扶助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」(昭和四〇年五月十一日厚社第一六二号各都道府県知事宛厚生事務次官通知)の基準額改正に準じて今回引き上げたものである。

(解説)

従来、ガスコンロを購入する費用は家具什器費で支給されていたが、液化石油ガスのボンベからコンロまでの設備に要する費用についても支給することとした。このように設備に要する費用についても支給するに開いたのは、現在、一般貸家、第二種公営住宅等では、薪、石炭などの使用を認められていないのが、一般的であるので、被保護者が就職などのために転居する場合とか退院する場合等に著しく支障をきたしているため、それに対応させたものである。

(解説)

従来、ガスコンロを購入する費用は家具什器費で支給されていたが、液化石油ガスのボンベからコンロまでの設備に要する費用についても支給することとした。このように設備に要する費用についても支給するに開いたのは、現在、一般貸家、第二種公営住宅等では、薪、石炭などの使用を認められていないのが、一般的であるので、被保護者が就職などのために転居する場合とか退院する場合等に著しく支障をきたしているため、それに対応させたものである。

(解説)

液化石油ガスの設備に要する費用の支給が認められるのは、転居又は退院の場合(又は、これに準ずる場合)にかぎられるものである。このように限定したのは、液化石油ガス

設備費が家具什器費として支給されることとらいつて当然である。

(解説)

従来、教育扶助基準で月額で計上されていたのは、一般基準のみで、学校給食費は、日割計算されていたが、学校給食費の徴収実態に対応させるとともに事務合理化を図るため学校給食費についても月額金額を計上することができるとした。

(解説)

今回、「教育扶助基準額の計上にあつては」と規定されたので、学校給食費のほかに通学のための交通費も当然日割計算を要しなくなったものである。したがって、この費用も学校給食費と同様の取扱いで行なうこととして差しつかえない。

(解説)

欠席児童の学校給食費の取扱いは、児童の保護者が実際に負担すべき額を全額計上することとして差しつかえないが、その場合においては、徴収の事実確認を行なううえで認定することとして頂きたい。

(解説)

保護開始時にすでに学校給食費を支払っている場合は、計上しないこととする。この場合も保護開始時に

(昭和四〇年五月十四日、社保第二八四号厚生省社会局保護課長通知)に基づく取扱いに留意して行なうて頂きたい。

(解説)

従来、乳児が一歳に達した後継続して人工栄養費を必要とする場合は、都道府県知事の承認を得たうえ六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえないこととされていたが、事務合理化を図るため、保護の実施機関の指定する医師の診断により継続して人工栄養費を必要とする場合は、六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして実施機関限りで人工栄養費を認定して差しつかえないこととした。

(解説)

従来、乳児が一歳に達した後継続して人工栄養費を必要とする場合は、都道府県知事の承認を得たうえ六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえないこととされていたが、事務合理化を図るため、保護の実施機関の指定する医師の診断により継続して人工栄養費を必要とする場合は、六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして実施機関限りで人工栄養費を認定して差しつかえないこととした。

(解説)

従来、乳児が一歳に達した後継続して人工栄養費を必要とする場合は、都道府県知事の承認を得たうえ六カ月を限度として特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえないこととした。

(解説)

身体障害者手帳又は国民年金証書の交付を受けない者についてこの介護料を必要とする症状にあるかどうかの判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断により行なうこととするが、この介護料の認定にあつては、「生活保護法による保護にお

(解説)

なつたためその教育費、支出の実態に対応させるためである。

(解説)

ここで中学校学習指導要領に基づく特別活動(クラブ活動)の概要について説明することとする。

(解説)

特別活動が設定された趣旨は、集団活動を通じ、人格の調和的発達と社会生活を営むために必要な資質の基礎を養うためとされている。その活動の種類は、次のとおりである。

(解説)

一、生徒活動(生徒会活動、クラブ活動、学級会活動)  
二、学級指導(進路指導、学級指導、健康安全指導など)  
三、学校行事(儀式的行事、修学旅行的行事など)  
クラブ活動は、生徒活動のなかで行なわれ、学年、学級の所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒で組織され活動するものである。クラブ活動の種類等は、生徒の希望、学校の伝統、設備状況、教師の有無等で定められることとなっている。しかも全員ならぬクラブ活動を行なうこととされている(このクラブ活動は、一部の生徒を対象とした選手養成活動であつてはならないとされている)。また、このクラブ活動は、毎週適切な時間(二時間「五〇分授業」)が確保されて行なわれること

(解説)

なつたためその教育費、支出の実態に対応させるためである。

となつてゐる。  
参考までにクラブ活動のうち主なクラブを例示すると次のとおりである。

- 一、文化的クラブ
    - 文芸、俳句、英会話、弁論、演劇、人形劇、統計、気象、無線、器楽、絵画、書道、茶道等
  - 二、体育的クラブ
    - 体操、バレーボール、卓球、野球、ソフトボール、柔道、剣道、水泳等
  - 三、生産的クラブ
    - 園芸、栽培、飼育、電気、工作、民芸、デザイン、料理、計算尺等
- 次に、支給範囲が拡大されたことに伴う留意点について述べることにする。

クラブ活動の範囲は、正規の授業であるクラブ活動として行なわれるものである。

当該被保護生徒がこのクラブ活動で使用する用具と正規の教科(正規の教材)として実費支給される用具が重複する場合は、いずれか一方の用具に要する費用について支給することとする。

クラブ活動で必要な用具類が一般基準の内容とされている場合は、原則としてその費用について支給しないこととする。

クラブ活動に必要な用具類を見直し、生徒がすでに所持している場合には、その費用について支給しないこととする。したがって、これらの教材代の支給にあつては、事実確認のうえ支給することとして頂きたい。

なお、クラブ活動におけるクラブの変更は、やむを得ない場合にのみ認められるものである。このやむを得ないかどうかの判断は、学校長からの意見を求めて、それに基づいて行なうこととされた。

精神薄弱児通園施設に入所する児童に対して交通費を認定する。(課第4の45)

通学のための交通費は、小学校、中学校に通学している児童、生徒にかぎって支給することとしていたが、通園バスを利用できない精神薄弱児の処遇充実を図るため学校教育法による義務教育の猶予又は免除を受けた精神薄弱児が精神薄弱児通園施設に通所する場合にも、当該児童を小学生、中学生とみなして支給することとした。

ここで「通所するために必要な交通費」とは、精神薄弱児通園施設に通園バスが設置されていない場合若

しくは通園バスの運行経路以外の場合であつて、交通費が必要である場合又は通園バスの停車地までの交通費が必要な場合の交通費である。

右に述べたように精神薄弱児通園施設に入所する児童は、学校教育法による就学の猶予又は免除を受けた児童とされているので六歳以上の者が対象であるが、実際には、六歳未満の若手入所しているのが実態である。そこで、通学のための交通費をそれらの者に対して認定でき

かどうかということであるが、同じ通園施設入所児で六歳以上の児童については、認定され、六歳未満の児童については、認定されないということとは、バランスを欠くことにもなるので特に認めることとして差をつけられない。また、十五歳以上の精神薄弱児についても、精神薄弱児通園施設に通所している場合は、通学のための交通費を認めることとして差をつけられない。

通学のための交通費が支給される者は、あくまでも通園児童のみであり、通園児童の付添人の交通費は、認められない。

なお、肢体不自由児、情緒障害児通園施設に通所する場合の交通費は、これらの施設が医療法に定める

るので、医療扶助の移送費を認めることとして差をつけられない。

施設分焼基準のうち入院料については、医療費の改正に見合せて引き上げる。(局第6の6の(1)及び(2)、課第4の46)

(解説)

施設において分焼する場合は、二〇、〇〇〇円の範囲内とされていたが、今回、施設分焼の際の入院料に対応させるため施設分焼料が、二〇、〇〇〇円をこえるときは、入院(八日以内の実日数)に要する必要最少限度の額に一一、〇〇〇円を加えた額を認定して差をつけられないこととした。すなわち、施設分焼の入院料については、所要額方式で支給することとした。

これに伴い双生児の場合の入院料についても同様の取扱いで行なうこととした。すなわち、分焼料の額が四〇、〇〇〇円をこえるときは、入院に要する必要最少限度の額(八日以内の実日数)に二二、〇〇〇円を加えた額である。

入院料が実費として認定される入院日数は、入院の日を含めた八日以内の実入院日数である。

ここに規定されている一一、〇〇〇円の額は、入院料以外の分焼に要する費用、例えば、分焼料、新生児

室料、新生児介補料等に対応するものである。

次に、分焼費用は、二〇、〇〇〇円をこえるが右の算定方法で算定した入院料と一一、〇〇〇円(入院料以外の分焼に要する費用)を合算した額が、二〇、〇〇〇円以下の場合には、二〇、〇〇〇円の基準を認めることとして差をつけえない。また、分焼費用は、二〇、〇〇〇円をこえる場合であつて右の算定方法で算定した入院料の費用が、九、〇〇〇円をこえるが、入院料以外の分焼に要する費用が、一一、〇〇〇円に満たない額である場合は、入院に要する費用と実際に要した入院料以外の分焼に要する費用とを合算した額で認定することとして差をつけえない。

入院に要する必要最少限度の額は、医療扶助により請求できる入院料の範囲及び程度で認定する(課第4の46参照)。したがって、分焼介助等の処置料、差額ベット料、新生児室料は、含まないものである。参考までに、医療扶助により請求できる入院料の最高額は、現在、次のとおりである。

(甲表) (乙表)

一 入院時基本診療料 二五五点 一七五点  
(内訳)  
二 室料  
三 基準寝具加算

(一)看護料	三〇	三〇
二 類看護	四〇	四〇
(二)給食料	五〇	五〇
基準給食加算	一五	一五
二 入院時医薬管理料	三	三
合 計	三三三	三三三

(八日入院した場合の入院料) 二五、五〇〇円 (二五、五〇〇円)  
(解説) 施設分焼基準の適用をひろく認めることとしたこと。(課第4の32)

施設分焼基準の適用は、従来、世帯人口、世帯構成から判断して当該世帯の住居が狭い場合や家族、扶養義務者等による分焼後の介護が得られる見込みのない場合等居宅分焼に若しく障害がある場合にのみ認められていたが、今回、居宅分焼の実態がこくわずかで施設分焼が一般化しているため、この取扱いの開きを削除し、施設分焼基準の適用をひろく認めることとした。

公共職業訓練施設における技能修得費の計上については、保護の実施機関かぎりの認定とする。(局第6の7の(2)のウ)

(解説) 従来、職業訓練施設入所者の技能修得費で一般基準額をこえるもの

ても小規模農具の範囲内の負担であれば、農業収入を得るための必要経費として認めることとして差しつかえない。

(イ) 主食の販売価格は、実際の販売価格を原則とすることとしたこと。(課第6の38削除)

(解説)

主食の販売価格は、政府買上価格によることとされていたが、それを主食の販売価格は、実際の販売価格によることを原則とし、これにより難しい場合は、政府買上価格による取扱いとすることとした。このように改めた趣旨は、主食販売価格の事態に対応させるため、さらには、自主流通米機構が一般化する見通しなので、それに対応させるためである。

(ロ) 保護の実施機関の指導指示により、動産、不動産を売却して得た収入のうち自立更生のための経費にあてられる部分は、収入認定しないこととしたこと。(次第7の3の(3)の力)

(解説)

保有を認められている資産について実施機関の指導指示により売却を余儀なくされた場合において、その売却した金銭を自立更生のためにあてるときにもそれをすべて収入認定

することは、被保護世帯の自立更生のために得策でないことや老人等の土地に対する愛着心が強いため売却指導に困難をきたしていることなどから、今回、このように改正し、被保護世帯の自立助長及び処遇の充実を図ったものである。

(二) ところで「実施機関の指導又は指示」がなされた場合は、保護開始時に保有を認められていない動産、不動産を所有している場合であって、それを売却することを条件として、保護が開始された場合若しくは保有を認められていた資産について、世帯構成の変動等により処分指導がなされた場合又は土地取得用事業等で半強制的に売却しなければならぬ場合であって保護の実施機関の指導がなされた場合(この場合は、事前承認を含む)である。これ以外

の場合は、一切収入認定しない取扱いは認められない。すなわち、被保護者が任意に動産、不動産を処分した場合は、当然収入認定しない取扱いは、認められない。

動産、不動産の解釈であるが、不動産とは、土地及び土地の定着物であり、動産とは、不動産以外のすべてをいうものである。

次に他から贈与された動産、不動産

の取扱いは、贈与された時点でのその保有が認められ、後に実施機関の処分指導等がなされ、それによって処分した場合の売却費は、この規定の取扱いが適用されることとなる。しかしながら、贈与された時点で保有が認められない動産、不動産については、この規定の適用は認められない。

(四) 死亡による保険金を自立更生のための経費にあてる場合は、収入認定しない取扱いとす。(次第7の3の(3)のキ)

(解説)

災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保険金のうち、被保護世帯の自立更生のためにあてられる金銭は、収入認定しない取扱いとされていた。すなわち、死亡の場合、いわゆる他損事故死亡の場合のみ認められていたが、死亡を支給事由として臨時的に受ける自損、自然死の場合の保険金であつても当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる金銭は、収入認定しない取扱いとされた。このように自損、自然死の場合を含めた取扱いとされた趣旨は、保険金によって残された被保護世帯の自立意欲を促進させるためである。

被保護世帯に属する者以外の者の死亡によって保険金が支払われた場合の取扱いは、この場合は、世帯員の直接的な精神的損害が同一世帯の場合とは異なるので、その保険金については、自立更生のための経費にあて収入認定しない取扱いとすることは認められない。(資産活用(ロ)を参照のこと)

また、死亡支給事由として受けた保険金(自損、自然死の場合)が年金として支払われた場合の取扱いは、これが、経常的収入として収入認定することとする。

なお、自立更生のための経費の範囲及び程度は、課第6の40によることとする。

考えに基づくものである。

「利用の必要性の高い生活用品」とは、その世帯の構成等から判断して特に必要な生活用品、例えば、多子世帯の電気洗濯機とか、ねたきり老人の電気毛布などをいうものである。

また、「保有を容認されるもの」とは、当該地域の普及率が七〇%以上であつて、保護の実施機関が一般的に保有を認めているもの又は当該世帯の構成等から判断して社会通念上保有を認めてしかるべきもの(老人世帯等の電話、テレビの保有)である。

(四) 疾病回復者が勤労始めた場合には、在宅患者加算とともに勤労控除を適用する。(課第6の49)

(解説)

在宅患者加算の計上と勤労控除の認定は、同時には認められなかったが、栄養補給と勤労に伴う生活需要は、別々の需要であるので、それに対応させるため、真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、六カ月間にかぎって療養に専念しているものとして在宅患者加算の計上と勤労控除(基礎控除、新規就

被保護世帯に属する者以外の者の死亡によって保険金が支払われた場合の取扱いは、この場合は、世帯員の直接的な精神的損害が同一世帯の場合とは異なるので、その保険金については、自立更生のための経費にあて収入認定しない取扱いとすることは認められない。(資産活用(ロ)を参照のこと)

また、死亡支給事由として受けた保険金(自損、自然死の場合)が年金として支払われた場合の取扱いは、これが、経常的収入として収入認定することとする。

なお、自立更生のための経費の範囲及び程度は、課第6の40によることとする。

(四) 自立更生のための経費の範囲を拡大する。(課第6の40の答の(2)の力及びキ)

(解説)

従来、補償金等の支給事由となつた者の弔慰にあてられる場合にかぎり、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金に相当する額の範囲内で自立更生のための経費として認められていたが、戦傷病者戦没者遺族等援護法が改正されたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法に新たに当該世帯において利用の必要性の高い生活用品を直ちに購入する場合も世帯更生資金の生活資金(一)

労控除、未成年者控除、特別控除等を含む)の認定を同時に認めることとした。ただし、同時に認められる場合の基礎控除の認定額は、業種別基礎控除の飲食物費を除いた額である。

ここでいう「実施機関の指定する医師の指導」とは、在宅患者加算を認定されていたものが医師の診断により療養を続けながら就労することを許可された場合である。その場合には、その証明をとることとされた。

在宅患者加算の計上と勤労控除の認定が同時に認められたケースが六カ月を経過した場合には、在宅患者加算を廃し、基礎控除金額を適用することとする。

在宅患者加算と業種別基礎控除が同時に適用される場合の業種別基礎控除の認定にあつては、就労日数対応率の一ランク上位の適用を認めることとして差しつかえない。

(解説)

(ロ) 職業訓練手当に対して業種別基礎控除を適用する。(課第6の50)

職業転換給付金等の基本手当、扶養手当及び寄附手当は、従来すべて収入認定し、勤労控除の適用は、認められなかったが、今回、職業訓練

手当の基本手当(失業保険金)、扶養手当及び寄附手当に対しては、勤労収入に準じて業種別基礎控除を適用することとして差しつかえないこととした。ただし、それは、雇用対策法その他の法令に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者に対してのみ認められるものである。このように業種別基礎控除の適用を認めた趣旨は、職業訓練している者は、就労している者と同様の需要があるので、それに対応させることにも働こうとする者の自立意欲を促進させるためである。これらの手当等を就労収入に準じた取扱いとす理由は、技能修得手当を受給しながら技能修得している場合は、就労の延長と同様の状態にあると考えられることなどのためである。

ここでいう「その他の法令」とは、炭坑職者臨時措置法、駐留軍関係離職者等臨時措置法失業保険法等である。したがって、地方公共団体が支給する職業転換給付金については、この規定の適用は、認められないものである。

職種別基礎控除の認定にあつては、職種区分の適用は、職種訓練科目の労作によって行なうこととする。なお、職業転換給付金の訓練手当

を訓練期間中に支給せず、当該職業訓練の終了後に一括支給される場合の取扱いは、昭和三十九年八月十九日、社会局長通知)であるが、その取扱いは、従来どおり残すこととする。そこで一括支給された訓練手当について業種別基礎控除の適用が、さかのぼって認められるかどうかであるが、毎月支給されるものについてのみこの取扱いが適用されるものであるから、一括支給された扶養手当等については業種別基礎控除の適用も適用は認められない。

(厚生省社会局保護課)

## 生活保護医療扶助の運営方向



### 適正な処遇の確保を

## 医療扶助の運営方向について

昭和四十七年度の医療扶助運営方向については、本年三月七日、八日の両日にわたり開催された全国民生主管課長会議、同生活保護主管係長会議において指示されたところであるが、その概要は、次のとおりである。

医療扶助は、受給人員、費用とも逐年増大を続けており、生活保護制度に占める比重も、逐年増大していることから、昭和四十七年度の医療扶助の運営に当たっては、被保護世帯が高齢者、傷病者、心身障害者等のハンデキャップを有する世帯へと質的变化を及ぼす現実に着目し、実態に即応した適切な処遇の確保を通じて、法運営の本旨に即した適正な実施を推進する方針のもとに、とくに、次の諸点に留意のうえ、指導の徹底を期することとする。

## 医療扶助運営の基本方針

一 医療扶助受給者の実態把握に基づく適切な処遇の確保

医療扶助の実施は、指定医療機関への患者委託のための事務処理が中

心となり、ともすれば、形式処理に

終りがちであるが、医療扶助の運営においても、生活扶助等他の扶助と同様に必要な扶助が必要な状態に即して決定し実施されることが肝要であり、このためには、実態の正しい把握に基づき処遇充実を図ることが必要である。医療扶助受給世帯の実態の把握とそれに基づく指導の強化・推進については、ここ数年來、三者連携による福祉事務所の医療扶助運営体制の強化を通じて取り組んできたところであり、相当の効果があがってきている。

昭和四五年度において実施した長期入院患者の実態把握結果によれば、一年以上の長期にわたって入院している患者は、約十万人であり、このうち五千七百人(五・七%)が入院継続の必要がないと認められる者であった。措置の結果は、うち三千七百人(三・七%)が退院(老人福祉施設に五四%、保護施設に三七%等)したが、なお、約二千人の患者について退院促進の措置が必要な現状にある。また、昭和四六年度から着手することとした長期外来患者の実態把握(一年以上受療)は、四六年五月、六月の二カ月分にかかわる中間報告の結果において、対象者数は、一五万人に上り、このうち、入院治療に切換えるべきものが二千

人(一・三%)、外来治療の継続を必要とし、かつ、受療に関する指導・援助等の措置を要する者が、二万六千人(一七・五%)に上っている。

これに対し、指導及び措置した結果としては、「就労」については、就労指導援助中の者五、六七〇人、就労した者一、八〇〇人に上っており、「入院」については、入院措置について連絡準備中の者八六〇人、入院した者七四〇人となっている。ただ、過去の実績をみると、地域によって取り組みの遅れがみられることから、実施水準の底上げに取り組む必要が出てきている。

たとえば、長期入院患者の実態把握率は、全国平均で二二%であるが、全件一〇〇%の把握をおえた県と五%程度しか着手していない県と、県間の格差が大きい。長期外来患者の実態把握についても、初年度という点を差し引いても、取り組みに遅れの目立つ県がみられる。なお、精神病入院患者についても、入院患者の半数を占めるにいたった現状にもかかわらず、他の患者に比し、実態把握面の対応の遅れが顕著である。このような状況からみて、昭和四七年においては従来の方針を引き続き堅持し、実態の把握にもとづく適正な処遇を現実活動に定着させることとしている。そこで、昭和四二年六

月の「運営体制強化」にかかわる社会局長通知以降順次示された個別の医療扶助受給者の実態把握実施のための通知の趣旨を十分理解し、査察指導面、訪問計画の調整等の面において医療扶助受給者の実態に即した適切な処遇を確保するため、実態把握の徹底と指導方針の確立を図っていただきたい。そのためには、都道府県(指定都市)本庁においては、福祉事務所の医療扶助業務に関する指導と研修に力を入れるとともに、福祉事務所(とくに取り組みの遅れがみられる事務所)においては、幹部職員が、所員に対し適正処遇の必要性を十分認識させ、所としての取り組み方を検討する必要がある。

## 二 指定医療機関の協力確保

医療扶助の実施は、指定医療機関に患者を委託して行なう方式をとっているため、医療扶助の適正実施に關しては、指定医療機関の本制度に対する正しい理解と協力を得ることが必要不可欠であるが、これは日常業務を通じての相互理解の上に成り立つものである。そこで、指定医療機関の協力確保は、医療扶助担当者任せにせず、機会あるごとに、行政組織として関係団体、管内指定医療機関との協力確保に努めていただきたい。このためには、新規指定医療

機関に対する集合指導を行なうとか、個別指導の機会を一層活用するなどの工夫が必要であろう。

こゝに關連して、近年大都市型の都府県を中心にみられる歯科等の医療機関の指定率の低下傾向については、看過しえない面があり、患者の利用上不便を生ずること、指定医療機関が偏在化し、患者委託に支障をきたすおそれが生ずることから、さらに一層の協力方の働きかけを要すると思う。

## 三 他法活用の推進

他法活用は、生活保護法の運用において基本となるものである。利用しうる他法を極力活用することによって、生活保護制度が他制度のしわ寄せを受けることを防止しなければならぬ。また、近年被保護世帯の質的变化が著しい一方、他法他施策の充実もめざましい現状からみると、他法活用により専門分野からのよりの確かつ厚い援護が図られることが要保護者の処遇上好結果をもたらすことは明らかである。多種多様に及ぶこれらの社会資源を地区担当員が熟知しているか否かで、ケータ取り扱いと大きな質的差異を生ずることは十分予想されることである

から、他法他制度に関する知識を普及させることに努め、活用を図られたい。さらに一歩進んで、他制度を活用するための体制づくり(たとえば国保の運用方針に関する関係課、市町村との連携等)に組織として心がけることが必要であろう。

昭和四五年度以降において、社会保険の適用状況について調査検討した結果においても、活用すべき他法の適用遅れが予想以上に多く、とくに、生活保護動態調査の結果をみると、昭和三六年に国民皆保険体制が達成されて以降、十有余年を経ているにもかかわらず、保護開始世帯の二七%が社会保険の網の目から洩れており、発病即保護(医療扶助)適用に近い状況にある。しかも、この状況は、大都市において顕著で、県間に相当の格差がみられることからも、関係部局と連携のうえ、常用勤労者本人および被扶養者については、引き続いて健康保険の適用促進に努めるほか、国民健康保険の適用が受けられるものについては、必要な指導援助に努めることとされた。また、措置入院等の公費負担医療の活用にも十分配慮してほしい。

なお、新たに創設を予定されている老人医療特別措置制度については

えば、この制度は、当然生活保護に優先することとされている。したがって被用者保険の被扶養者である老人については、医療扶助の必要は生じないことになり、被保護者は、当該制度に移管となる。また、国民健康保険の被保険者である老人については、生活保護への落層が防止される(単給階層のみ)こととなる。しかし、この制度の適用を受けるためには、被用者保険または国民健康保険の適用が前提となるので、これらの保険制度の適用促進を通じて新制度の活用を図るよう努めていただきたい。

このほか、難病対策の推進、ホームヘルパーの充実、民生委員の増員、福祉施設の整備の対策が行なわれるので、関係部局と連携のうえ、医療扶助の効果的運営に反映させることが望まれる。

## 四 医療扶助運営体制の基盤整備

医療扶助の運営においては、とくに技術的分野からの参画が必要不可欠であるので、技術吏員、福祉事務所嘱託医など必要な人員の確保と研修、処遇面の配慮が必要である。また、本庁医療係、福祉事務所におけ